

## ケイマン諸島セグレゲイティド・ポートフォリオ・カンパニー (第二部)

2009年7月

この覚書は、ケイマン諸島でセグレゲイティド・ポートフォリオ・カンパニー（分離ポートフォリオ会社）の設立を検討している方々の参考となるように作成されました。私共のクライアントおよびクライアントの専門アドバイザーに対し一般的な情報を提供するのを目的としてケイマン諸島の法律要件を概略的に扱ったもので、包括的なものではありません。クライアントの方々には、ケイマン諸島での設立手続きを始める前に、具体的な提案について同諸島の法的上のアドバイスを受けることをお勧めします。

### 3. セグレゲイティド・ポートフォリオ・カンパニーの設立

新規の免税会社を SPC として設立することはできますが、既存の免税会社を SPC に転換することも可能です。SPC の設立目的である事業の内容によっては、事前にケイマン諸島金融庁（「CIMA」）の承認が必要になる場合もあります。

SPC の名称には、「セグレゲイティド・ポートフォリオ・カンパニー」の語句、または「SPC」の文字を含む必要があります。SPC は単一または複数のセグレゲイティド・ポートフォリオを設定することが可能で、それぞれ独自の明確な名称または記号表示を有し、その名称に「セグレゲイティド・ポートフォリオ」の語句を含める必要があります。

#### 3.1 法人設立

SPC の法人設立は、免税会社の設立の場合と同様に、基本定款および付属定款を所定の手数料と共に会社登記官に提出すれば完了します。設立過程の明細、ならびに構成文書、現地の要件の詳細、ケイマン諸島の免税会社に関する現行の規制は、当社が発行する「Cayman Islands Exempted Companies（ケイマン諸島免税会社）」に記載されています。同書のコピーは、当社のウェブサイトからダウンロードできます。またご要望に応じて発送も行っています。

### 3.2 登記

会社をSPCとして登記する場合には、所定の申請料を添えて会社登記官に申請を行います。申請と同時に、設立された各セグレゲイテッド・ポートフォリオの名称を記した通知も、登記官に提出しなければなりません。

既存の免税会社をSPCに転換する場合の申請では、当該会社の2名以上の取締役が以下の事項を正確に陳述した申告書を用います。

- (i) 申告日の3カ月前以内の特定の日付における、会社の資産と負債
- (ii) 申告書の日付において発生している取引または事象、あるいは上記の (i) に基づき資産と負債を陳述した日からSPCとして会社が登記される日付までの間に発生が予測される取引または事象で、同取引あるいは事象が仮に同申告書の日付以前に発生していた場合、申告で開示された資産と負債に重大な変化をもたらしていた可能性があるもの
- (iii) 会社の運営の意向、および会社が各ポートフォリオへの移転を提案している資産と負債
- (iv) SPCとして登記する際に、会社および各セグレゲイテッド・ポートフォリオに支払能力があること、および
- (v) 各債権者が資産と負債のセグレゲイテッド・ポートフォリオへの移転を書面で合意していること、または会社のすべての債権者に適切な通知が送付されており、債権価額の95%に相当する債権者が資産および負債のセグレゲイテッド・ポートフォリオへの移転に合意していること。この要旨においては、1,220米ドル（1,000ケイマン諸島ドル）を超える債権を当該会社に対して有する各債権者に、書面による通知が送付されている場合には、適切な通知が送付されたものとみなされます。

さらに、当該会社は資産と負債のセグレゲイテッド・ポートフォリオへの移転を許可する特別決議を可決し、決議のコピーを申告書に添付しなければなりません。また、CIMAから会社に営業免許が付与されている場合、CIMAの書面による合意書も申告書に添付しなければなりません。

### 3.3 期間

免税会社は通常は、当該書類を登記官に提出してから 5~10 営業日以内に SPC として法人化されるか、SPC に転換されます。

(次回に続く)

\*\*\*\*\*

この記事は、法律上の助言や法律専門家の意見に代わるものではありません。  
広義の語彙のみを用い、概要と一般的な情報の提供を意図するものです。

## 編集用注

1928年の設立以来、コンヤース デイル&ピアマンは、オフショアのパイオニアとして活動してきました。1982年には弁護士事務所としてはじめて、自国の裁判管轄権の及ばない地域であるガーンジー島に支店を設け、ヨーロッパの顧客にサービスを提供する拠点としました（1998年にロンドンオフィスに統合）。1985年にはアジア初となる香港事務所を開設し、2001年にはシンガポール初の事務所を開設しました。続けて2008年3月には、オフショア法律事務所として初めてロシア進出を果たし、3月にはモスクワ事務所を開設、そしてオフショア弁護士事務所としては初めて、ブラジルにサンパウロオフィスを設立しました。

現在550名を超えるスタッフ、150名以上の弁護士を擁するコンヤース デイル&ピアマンは、アンギラ、バミューダ、英領バージン諸島、ケイマン諸島およびモーリシャスの法律に関して、上記諸島およびドバイ、香港、ロンドン、モスクワ、シンガポールよりアドバイスを行っております。オフショア会社法、会社法や商法から商事裁判、個人顧客の案件に至るあらゆる事項について、迅速でタイムリーかつ徹底したアドバイスを一貫して提供し、お客様から揺るぎない信頼、ロイヤリティと尊敬を勝ち得てきました。

系列会社（コーダン）は登記代行、登記事務所、会社取締役や秘書代行サービス、専門的な法人経営管理サービス等も行っています。ライセンスをもつ信託会社の系列グローバルネットワークによって、広範囲にわたる信託の設立と管理サービスをお引き受けいたします。個人のお客様の家族信託の管理から、特殊用途信託のオーナーシップ等のための高度で複雑で革新的な企業ベンチャーの構築まで、幅広いサービスを提供しています。

さらに詳しい情報は以下までご連絡ください。

### コンヤース デイル&ピアマン

2901 One Exchange Square  
8 Connaught Place, Central  
Hong Kong

電話：（852）2524 7106

FAX：（852）2845 9268 または（852）2596 0418

メールアドレス：[hongkong@conyersdillandpearman.com](mailto:hongkong@conyersdillandpearman.com)

ホームページ：[www.conyersdillandpearman.com](http://www.conyersdillandpearman.com)